

平成29年12月22日
地域自立支援協議会

第2期三条市障がい者計画 第5期三条市障がい福祉計画 第1期三条市障がい児福祉計画の策定について

- 1 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の一体的策定について
- 2 障がい者計画の施策体系と方向性について

1	障がいに関する計画	1
2	現状における課題と方向性	2～4
3	第1期三条市障がい者計画の施策の体系	5
4	第1期三条市障がい者計画の検証	6～12
5	第4期障がい福祉計画の検証	13
6	障がい児に対するこれまでの取組	14
7	第2期三条市障がい者計画の体系（案）	15
8	障がい（児）福祉計画の掲載事項（成果目標とサービス見込量）	16
9	検討体制	17
10	策定スケジュール	18

1 障がいに関する計画

計画名	三条市障がい者計画	三条市障がい福祉計画	【新】三条市障がい児福祉計画
策定根拠	障害者基本法 第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 (以下、障害者総合支援法という。) 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
期間	定めなし	3年（国の基本指針で定めあり）	3年（国の基本指針で定めあり）
計画内容等	<p>第11条第3項：市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p> <p>第10条：障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。</p>	<p>第88条第1項：市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>第88条第2項第1号：障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>第88条第2項第2号：各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>第88条第6項：市町村障害福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。</p>	<p>第33条の20第1項：市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>第33条の20第2項第1号：障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>第33条の20第2項第2号：各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</p>
計画期間	<p>H19.4～計画策定義務化 第1期 H19～H29年度（11年間）</p> <p>第2期 H30～</p>	<p>H19.4～計画策定義務化 第4期 H27～H29年度（3年間）</p> <p>第5期 H30～H32年度（3年間）</p>	<p>H30.4～計画策定義務化 第1期 H30～32年度（3年間）</p>

障がい者計画の計画期間の変更（計画の整理・統合）
（H28.7.14理事者協議済み）
（H29.2.16市民福祉常任委員協議会報告済み）

2 現状における課題と方向性

(2) 障がい関係の計画を一体的に策定

現状

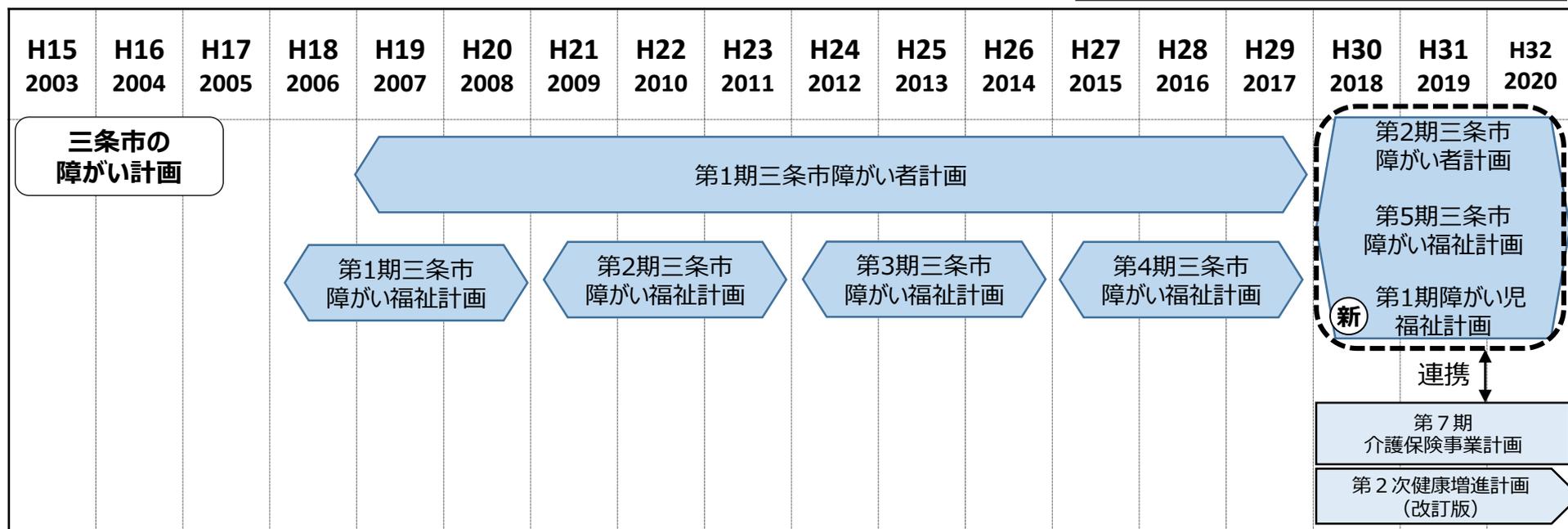
- ・地域の住民やサービス利用者、サービス事業者は、障がい者計画と障がい福祉計画の関連性がわからない。
- ・障がい者計画には、地域の障がい者の状況を踏まえた具体的な取組を示す必要があるが、現在、示されていない。

課題

- ・2つの計画の関連性を明確にし、かつ誰もが分かりやすくする必要がある。
- ・地域の障がい者の状況を明らかにし、具体的な取組を明示する必要がある。

方向性

- ・計画の関連性をわかりやすくするため、新たに義務化された障がい児福祉計画も含め3つの計画の計画期間をあわせ一体的に策定する。
- ・生まれてから亡くなるまでの生涯を通じた一貫した支援の在り方を示す。



3つの計画→一体化

2 現状における課題と方向性

(3) 施策体系の整理

現状

- ・障がい者計画の施策は、広範囲で総花的になっている。
- ・本来、障がい者計画に定めるべき具体的な取組を障がい福祉計画に盛り込んでいる。

課題

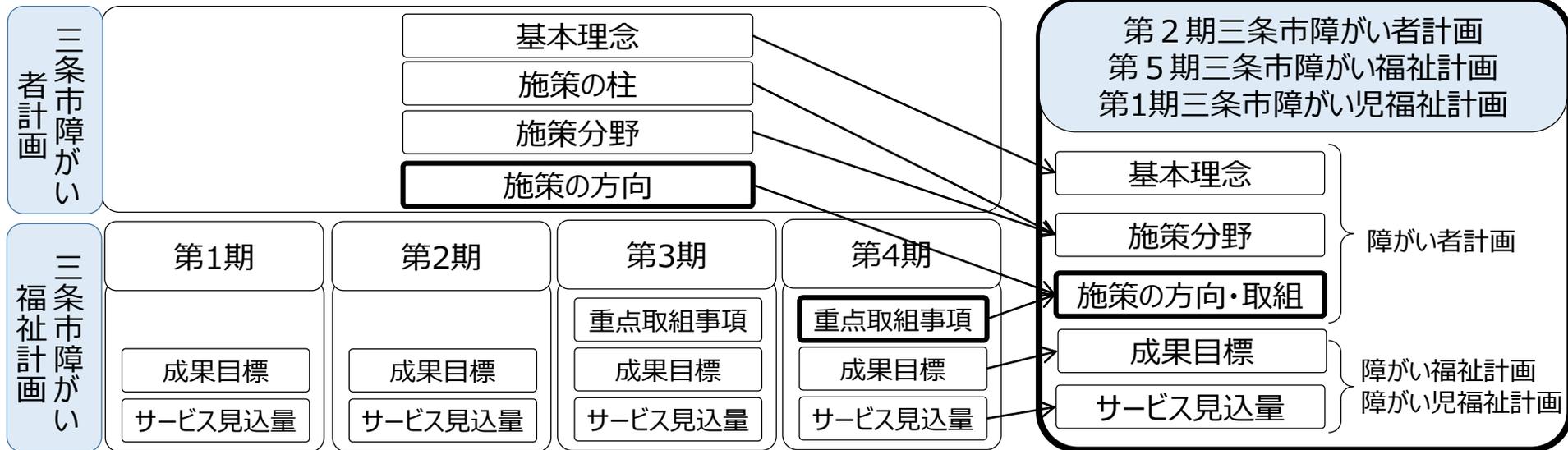
- ・地域の状況を把握し施策や具体的な取組を示す必要がある。

方向性

- ・障がい者計画は、地域の状況を把握した上で、施策や具体的な取組を示す。
- ・障がい(児)福祉計画は、国の指針に示されているとおり、成果目標・サービス見込量を示す。

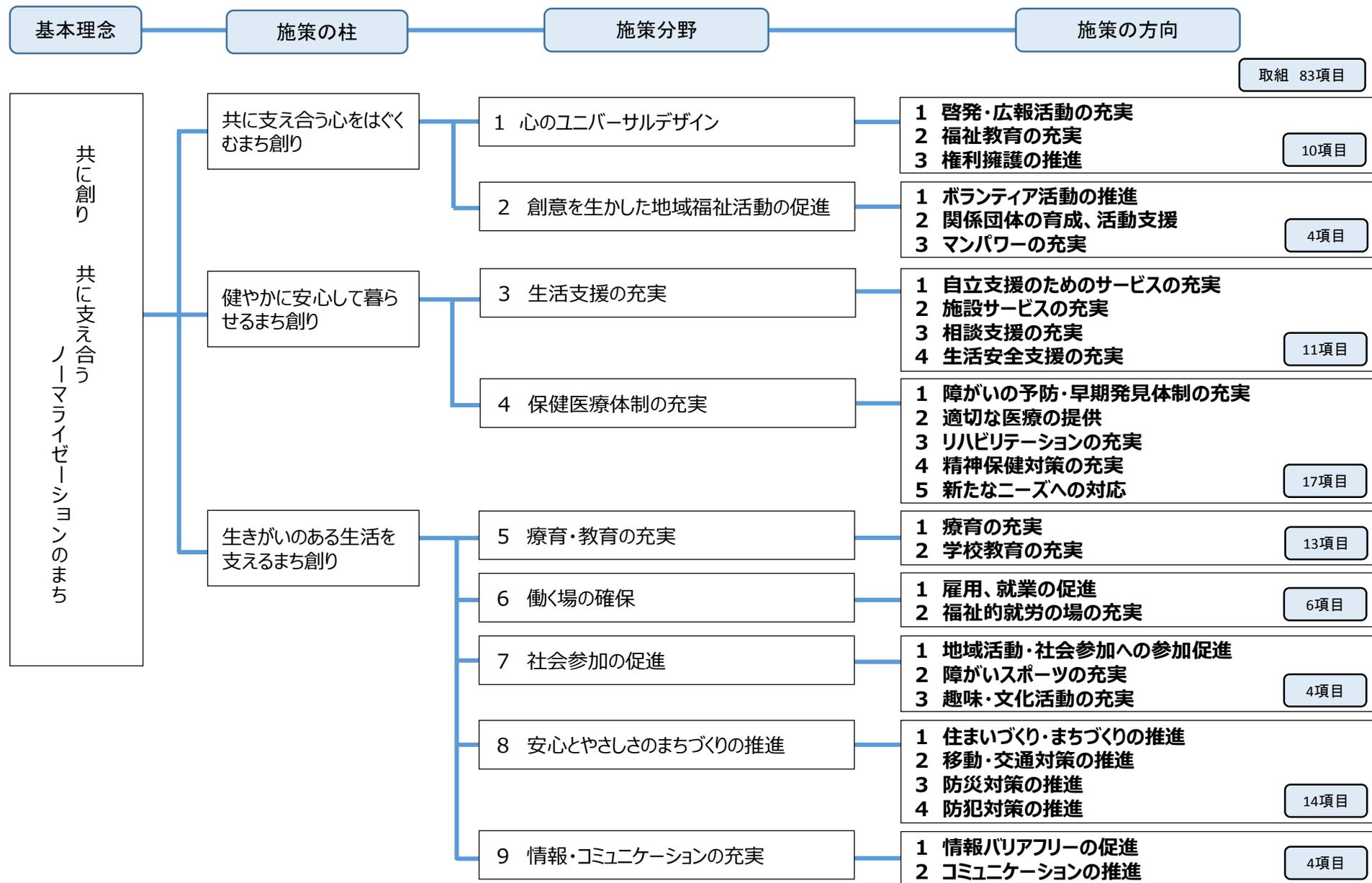
これまでの計画

新たな計画



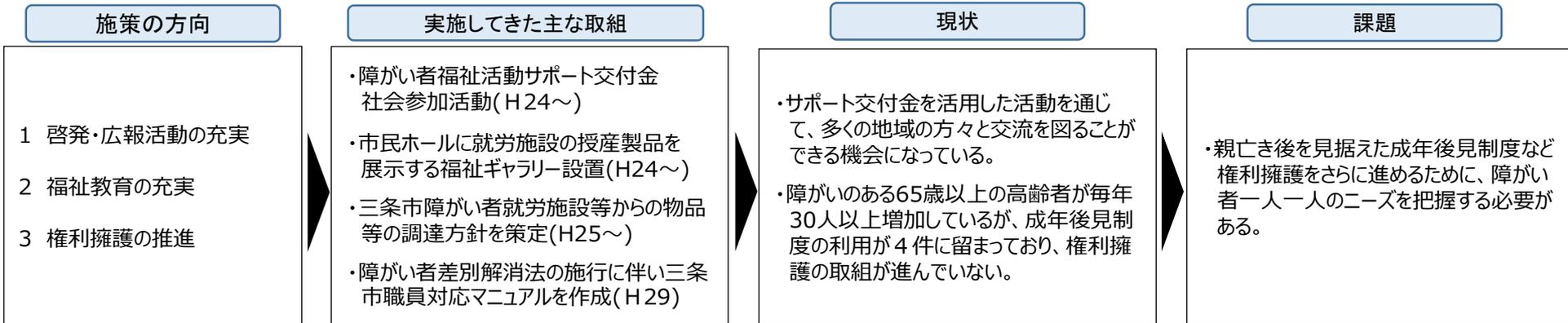
総花的→必要性の高い課題について特化かつ具体化

3 第1期三条市障がい者計画の施策の体系（計画期間：H19～29）



4 第1期三条市障がい者計画の検証（その1）

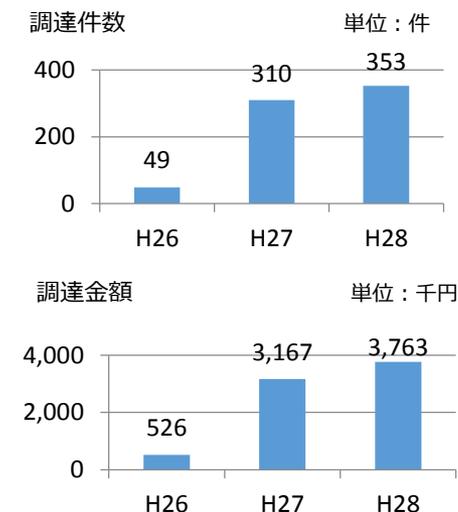
施策分野 1 心のユニバーサルデザイン



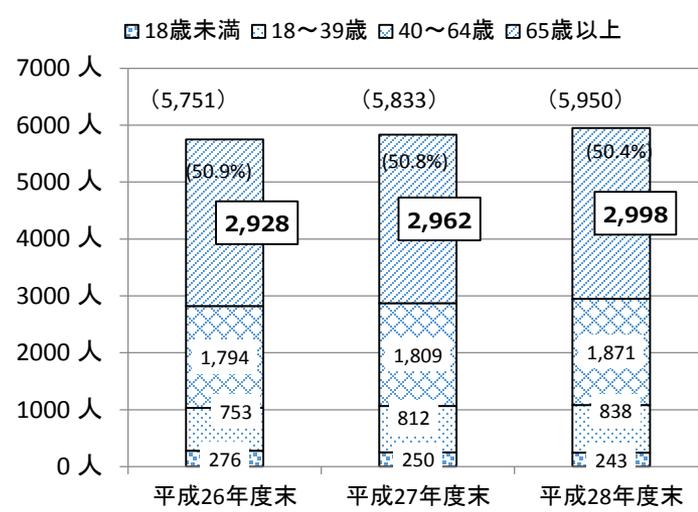
■ 障がい者福祉活動サポート交付金 社会参加活動の状況

法人・事業者名等	活動名	参加者数 単位：人				
		H24	H25	H26	H27	H28
1 育成会 すてっぷ ひめさやひ らいふ・すていしょん等 青空 青空地域生涯支援センター等	グッデイいきいきサポートセンターまつり		1,000	1,000	1,500	1,700
2 県央 こすもす	花いっぱい活動		69	95	98	92
3 育成会 さくら	さくら祭		250	300	400	400
4 地区育成会	そらたかくの開催		130	210	156	
5 青空 ともし工房、相談支援センター青空	精神保健福祉フォーラム	100		150	161	184
6 青空 きずなの会	きずな祭			120	191	200
7 長岡福祉協会 ケアステーション県央	県央フェス			75	67	92
8 県央 杉の子工房	収穫祭			300		400
9 ひめさやひ ビュアハウス、レストランひめさやひ、 らいふ・すていしょん、あすなろの家	ひめさやひ福祉祭	180				
10 県央 いからし工房	いからし工房太鼓クラブの演奏活動		56			
11 県央 いからしの里、いからし工房	いからしの里・いからし工房 ふれあい感謝祭					300
	参加者数計	280	1,505	2,250	2,573	3,368
	交付決定事業者数	5	7	10	9	11

■ 障がい者就労施設からの授産製品等の 調達実績



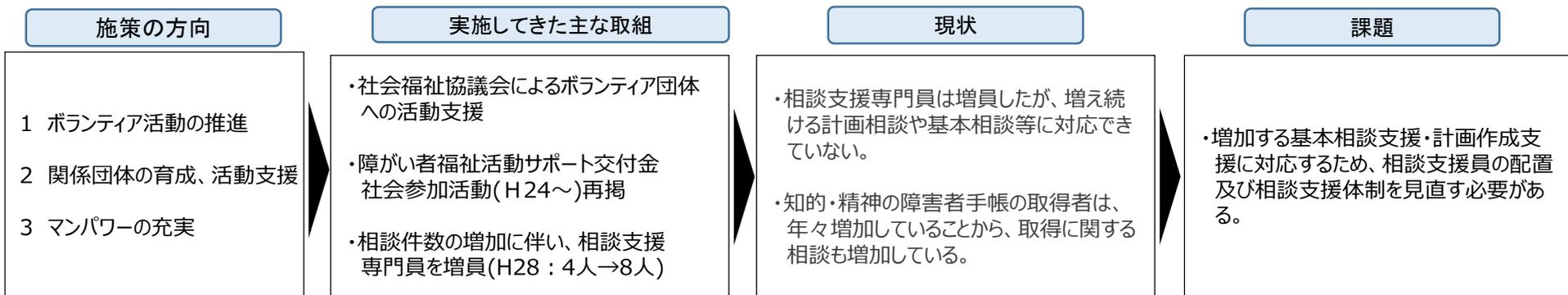
■ 年齢構成別障がい者数の状況



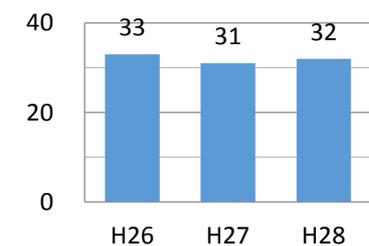
今後の方向性

① 意思決定を支援するための相談事業の充実

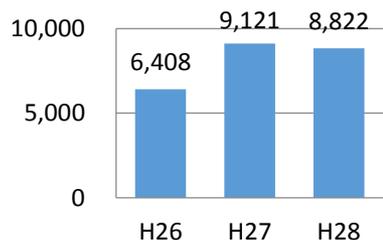
施策分野 2 創意を生かした地域福祉活動の促進



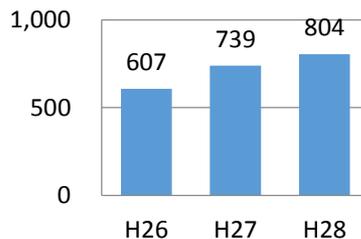
■ ボランティア団体の登録数



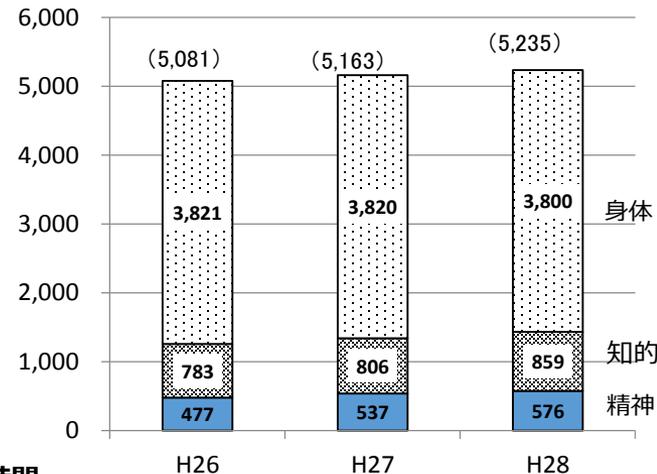
■ 基本相談件数



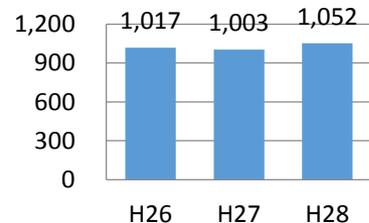
■ サービス等利用計画作成件数



■ 障がい者手帳交付数



■ ボランティア団体の会員数



■ サービス等利用計画書の作成に要する時間
(相談支援専門員からの聞き取り)

【新規相談】 12.5時間 / 1件…①
 【モニタリング】 6時間 / 1件 (6か月に1回) …②
 ① + ② = **1件当たり18.5時間**
 1人当たり 年間計画作成時間 18.5時間 × 804件 ÷ 8人 = **1,860時間**
 1日当たり 計画作成に要する時間
 1,860時間 ÷ 240日 = **7.7時間 + 基本相談 1日平均4.6件**

今後の方向性

① 意思決定を支援するための相談事業の充実

4 第1期三条市障がい者計画の検証（その3）

施策分野 3 生活支援の充実

施策の方向

実施してきた主な取組

現状

課題

- 1 自立支援のためサービスの充実
- 2 施設サービスの充実
- 3 相談支援の充実
- 4 生活安全支援の充実

- ・障がい者拠点施設グッデイいきいきサポートセンター設置(H24.7～)
- ・障がい者居住支援拠点施設長久の家設置（サテライト型住居、地域活動支援センター併設）(H28.6～)
- ・相談件数の増加に伴い、相談支援専門員を増員(H28：4人→8人)
- ・地域自立支援協議会の設置(H19)
- ・障がい者ヘルプカードの導入(H28)

- ・利用者は、毎年、知的障がいは10人程度、精神障がいは4人程度増え続け、2046年にピークを迎える。
- ・2016年から2046年の30年間に、中・重度の利用者が131人増加する。
- ・生活介護と就労継続B型は、特に定員に対して利用者が超過している。

・市内のサービス事業所では、定員を超えた受入をしている状況であり、今後も利用者の増加傾向は続くことから、中・重度の受け皿の確保に向けた取組が必要となる。

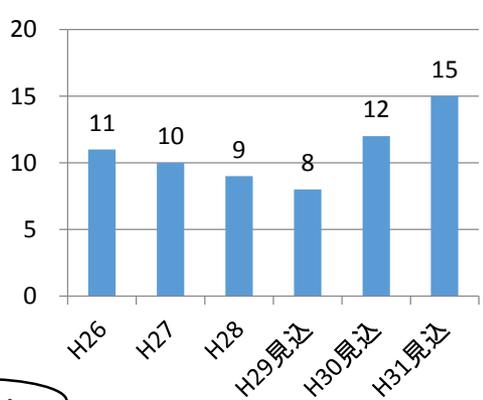
■市内の中・重度受入れ事業所の状況

サービス種別	障害程度	知能指数	事業所	定員	H28利用者数	H29利用者数
生活介護	重度	重度(療育A)	ケアステーション 県央	20	31	31
			いからしの里	56	57	61
			すてつが	12	19	19
			ピュアハウス	6	9	10
			らいふすていしよん	18	27	27
計				112	143	148
就労継続B型	中重度	中重度(療育B)	いからし工房	34	38	40
			杉の子工房	25	35	33
			すてつが	30	30	30
			さくら	15	16	16
			ピュアハウス	20	20	20
			ともしび工房	20	26	27
			きずなの会	15	20	21
計				159	185	187

■日中通所サービスにおける利用者数の推計 (単位:人)

サービス種別	所在地	利用者数								
		知的障がい			精神障がい			全体		
		H28 2016年	H58 2046年	差	H28 2016年	H58 2046年	差	H28 2016年	H58 2046年	差
生活介護	市内	90	131	41	0	0	0	90	131	41
	市外	64	93	29	1	2	1	65	95	30
自立訓練	計	154	224	70	1	2	1	155	226	71
	市内	12	17	5	7	12	5	19	29	10
就労継続B	市外	0	0	0	2	3	1	2	3	1
	計	12	17	5	9	15	6	21	32	11
就労継続A	市内	117	170	53	39	66	27	156	236	80
	市外	10	14	4	0	0	0	10	14	4
就労移行	計	127	184	57	39	66	27	166	250	84
	市内	10	15	5	4	6	2	14	21	7
地域活動支援センター	市外	1	1	0	1	2	1	2	3	1
	計	11	16	5	5	8	3	16	24	8
合計	市内	12	16	4	8	9	1	20	25	5
	市外	4	5	1	3	4	1	7	9	2
合計	計	16	21	5	11	13	2	27	34	7
	市内	27	39	12	59	99	40	86	138	52
合計	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	27	39	12	59	99	40	86	138	52
合計	市内	268	388	120	117	192	75	385	580	195
	市外	79	113	34	7	11	4	86	124	38
計		347	501	154	124	203	79	471	704	233

■月ヶ岡特別支援学校等の卒業生数 (中・重度)



今後の方向性

② 中・重度の方の受け皿の確保

4 第1期三条市障がい者計画の検証（その4）

施策分野 4 保健医療体制の充実

施策の方向

実施してきた主な取組

現状

課題

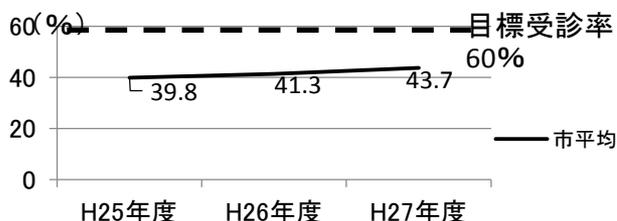
- 1 障がいの予防・早期発見体制の充実
- 2 適切な医療の提供
- 3 リハビリテーションの充実
- 4 精神保健対策の充実
- 5 新たなニーズへの対応

- ・特定健康診査及び特定保健指導の実施
- ・自立支援医療(精神通院医療)の給付
- ・妊婦健康診査の充実（H20・21）
- ・障がいの早期発見の機会として年中児発達参観を実施（H26～）
- ・子育てや子どもの発育発達に関する相談会の拡充（H25）

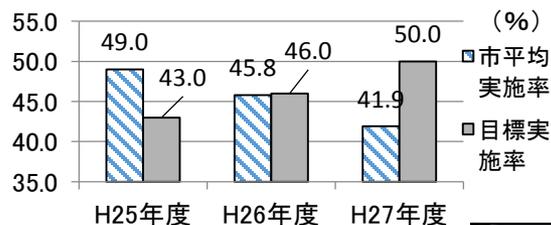
- ・特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率が目標値に達していない。
- ・精神の障害者手帳の取得者は、年々増加している。
- ・年中児発達参観の実施により、今まで把握できなかった要支援児を把握できるようになった。
- ・相談会に保健師や外部臨床心理士に加え、常勤の臨床心理士・言語聴覚士等が従事したことにより、相談件数が増加した。

- ・特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上のための対策が必要である。
- ・精神障がい者の自立支援医療について、引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・障がいの早期発見の機会である乳幼児健診や年中児発達参観を着実に実施する必要がある。
- ・多職種による子どもの発育・子育て相談の継続実施が必要である。

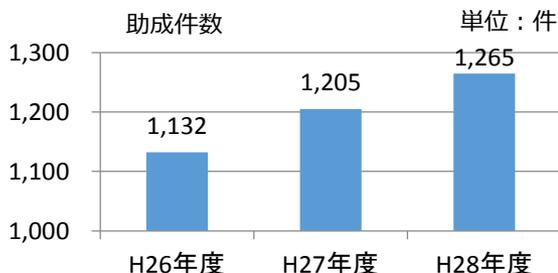
■ 特定健康診査の受診率の推移



■ 特定保健指導実施率の推移



■ 自立支援医療（精神通院医療）の推移



■ 年中児発達参観 実施状況

	H26	H27	H28
実施施設数	29/35	29/34	31/33
参加児数	672人	685人	726人
要支援児数	48人	53人	58人
割合	7.1%	7.7%	8.0%
※新たな要支援児数	—	11人	20人

※ 年中児発達参観後に新たに支援のために個別の発達支援計画を作成した児の数。全要支援児に対する計画はH27年度から作成。

今後の方向性

※1 介護予防と健康づくりの推進

③ 発達障がいを含む障がい児の早期発見・相談機会の確保

4 第1期三条市障がい者計画の検証（その5）

施策分野 5 療育・教育の充実

施策の方向

実施してきた主な取組

現状

課題

- 1 療育の充実
- 2 学校教育の充実

- ・個々の発達に応じた療育機能の強化を図るため、保育所等における個別の発達支援計画の作成（H27～）、発達支援コーディネーターの配置（H27～）
- ・子ども発達ルーム（児童発達支援事業所）における支援の充実（スタッフの増員・施設の充実H25～、利用者負担の無料化H27～、相談支援事業所の指定を受け、児童支援利用計画のための相談業務を開始H27.11～）
- ・幼稚園、保育所（園）と小学校の連携の推進
- ・特別支援教育指導員（H29～特別支援サポーター）の増員

- ・保育士等から子どもの育ちサポートセンターに個別の発達支援計画作成に関する相談が多い。
- ・個別の発達支援計画の保護者との共有率がH27：75.5%からH28：84.5%と増加している。
- ・個別の発達支援計画により、保育所等と小学校との連携強化が図られた。
- ・児童通所支援利用が増加している。
- ・特別支援学級在籍児童生徒数がH25：260人からH29：307人と増加している。
- ・特別支援サポーター数はH25：39人からH29：54人に増加した。

- ・個別の発達支援計画の保護者共有率が100%に至っていないことから、今後も保護者に対して障がいへの理解を含めた支援の充実が必要である。
- ・計画の作成や保護者共有の推進のために、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門職スタッフによる支援が必要である。
- ・増加する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援を行うために、特別支援サポーターの確保が必要である。

■ 個別の発達支援計画の作成及び保護者との共有状況

	H27	H28
作成件数(a)	208件	194件
共有件数(b)	157件	164件
共有率(b/a)	75.5%	84.5%

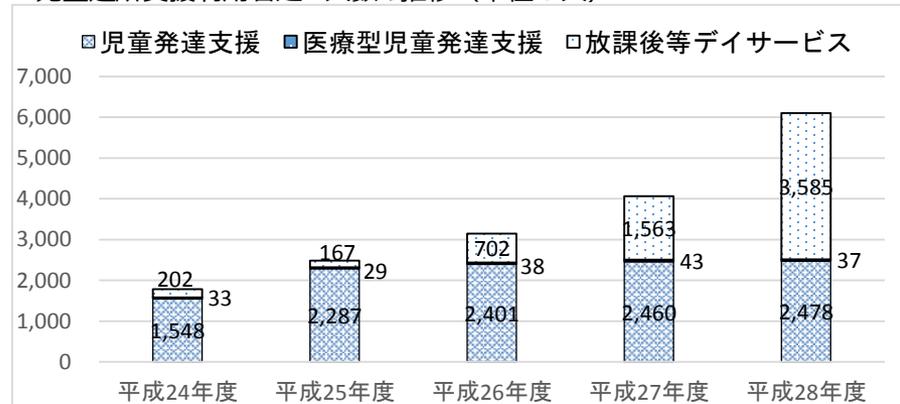
■ 子ども発達ルーム(児童発達支援)の延利用者数

	H24	H28
集団指導	875人	971人
言語指導	808人	759人
合計	1,683人	1,730人

■ 特別支援学級児童生徒在籍数

	H25	H26	H27	H28	H29
児童・生徒数	260人	248人	263人	275人	307人

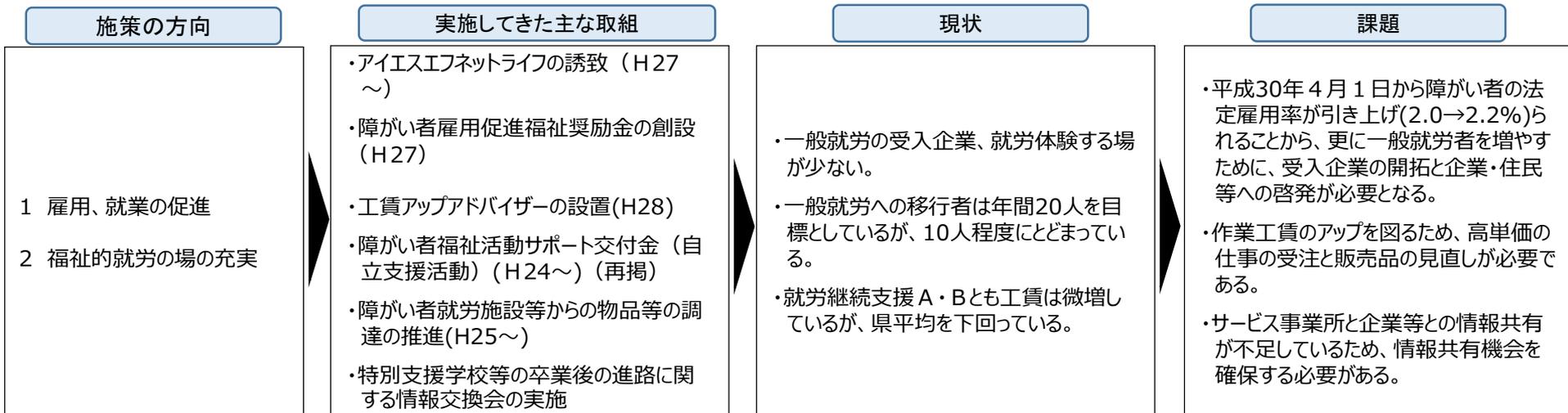
■ 児童通所支援利用者延べ人数の推移（単位：人）



今後の方向性

③ 発達障がいを含む障がい児への療育・教育の充実

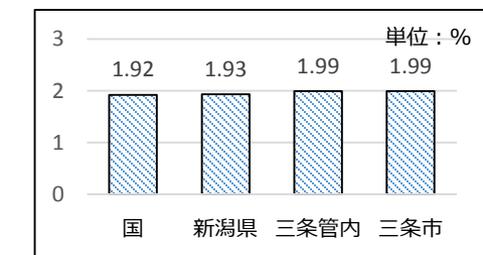
施策分野 6 働く場の確保



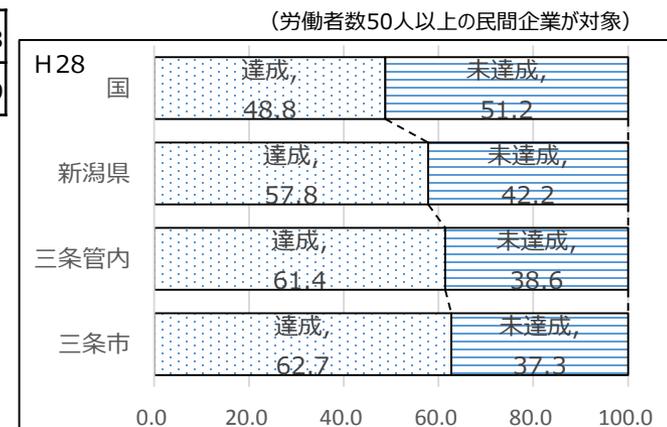
■ 福祉施設から一般就労への移行者

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人数	5	3	4	4	12	8	9	14	9

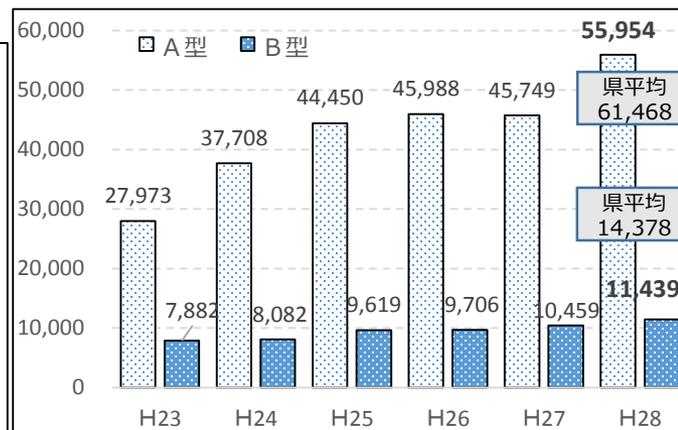
■ 民間企業の障がい者の実雇用率（H28）



■ 法定雇用率(2.0%)達成企業の割合（単位：%）



■ 就労継続支援の作業工賃の推移（単位：円）

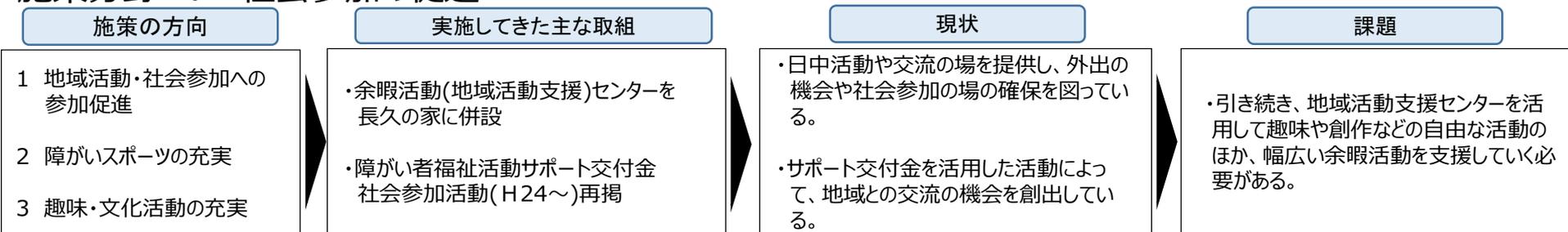


今後の方向性

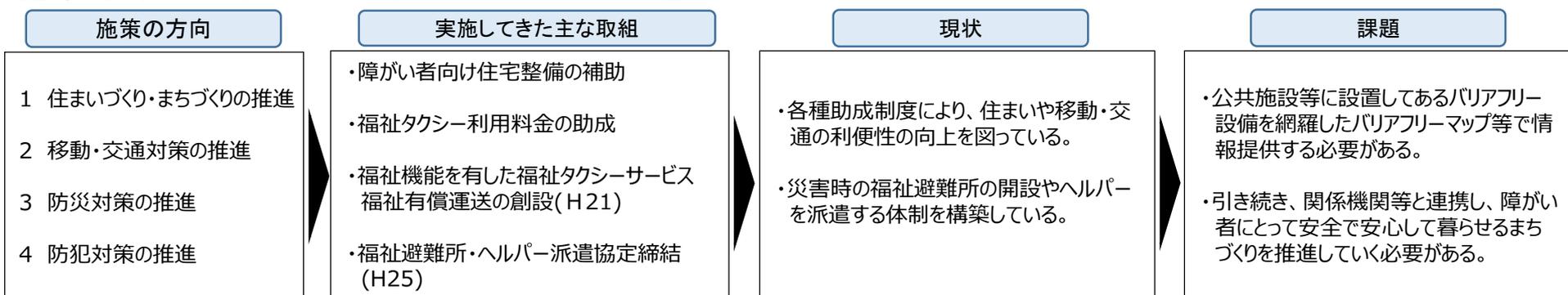
④ 就労先の確保・作業工賃の向上、情報共有機会の確保

4 第1期三条市障がい者計画の検証（その7）

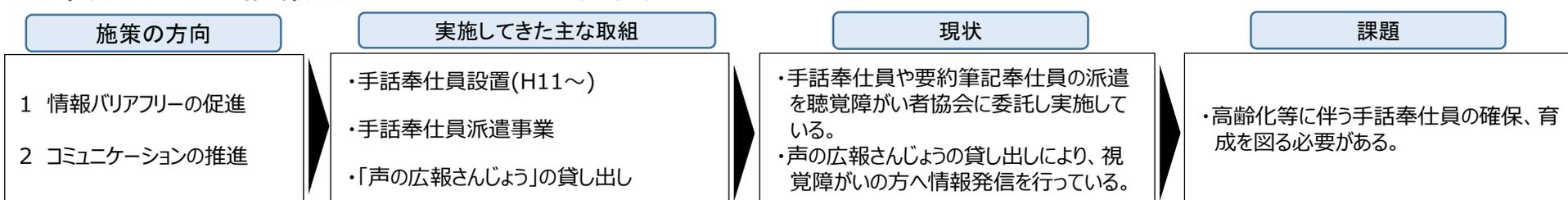
施策分野 7 社会参加の促進



施策分野 8 安心とやさしさのまちづくりの推進



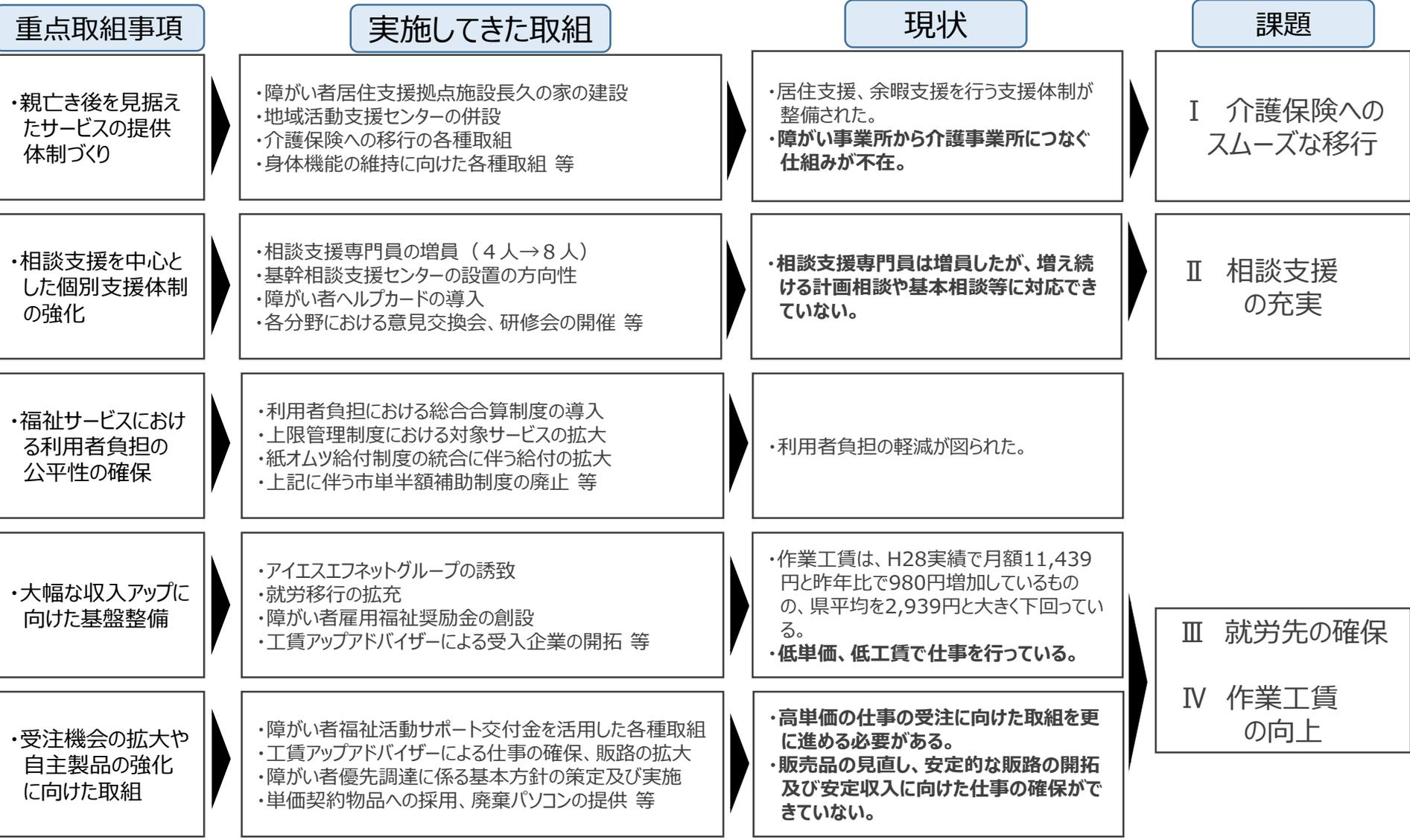
施策分野 9 情報・コミュニケーションの充実



今後の方向性

※2 関連機関等と連携した取組の推進

5 第4期三条市障がい福祉計画の検証（障がい者）



6 障がい児に対するこれまでの取組

既存の取組における課題

・乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目なく一貫して、個に応じた必要な支援を総合的に受けられ体制整備が必要である。

・療育・教育の充実

・特別な支援を要する児の増加に伴い、放課後における対応の充実が必要である。

実施してきた取組

・組織の改編整備として、教育委員会に「子育て支援課」（H20.4月）及び、教育機関として「子どもの育ちサポートセンター」（H25.4月）を設置
・一貫した支援の仕組みとして、子ども・若者総合サポートシステムを構築（H21.10月）
・子育てサポートファイル「すまいるファイル」を導入（H23.9月～）
・新たに実施した「年中児発達参観」（H26～）を含め、これまでの事業を気づき、相談、支援の視点で三条っ子発達応援事業として再編

・保育所等と小学校との連携について、情報交換会、入学後の授業参観を実施（H23～）、また個別の発達支援計画を活用した引継ぎ（H27～）などを実施
・三条市子ども発達ルームのスタッフの増員及び施設の充実（H25～）

・放課後児童クラブの支援員の増員及び児童クラブ推進員の設置（H26～）

現状

・個に応じた支援について、切れ目なく一貫して総合的に提供できる仕組みを構築することができた。
・「年中児発達参観」の実施により、要支援児の早期の把握が進んだ。

・三条市子ども発達ルームのスタッフの増員及び施設の充実により、支援の必要な児が早期療育を受けやすくなった。
・児童通所支援を利用する児童が増加している。

・放課後児童クラブにおける支援の充実を図ってきたが、療育的支援の必要な児が増加し、専門的な支援の必要性が高まってきている。しかし、その受け皿となる放課後等デイサービスの定員数が十分ではない。

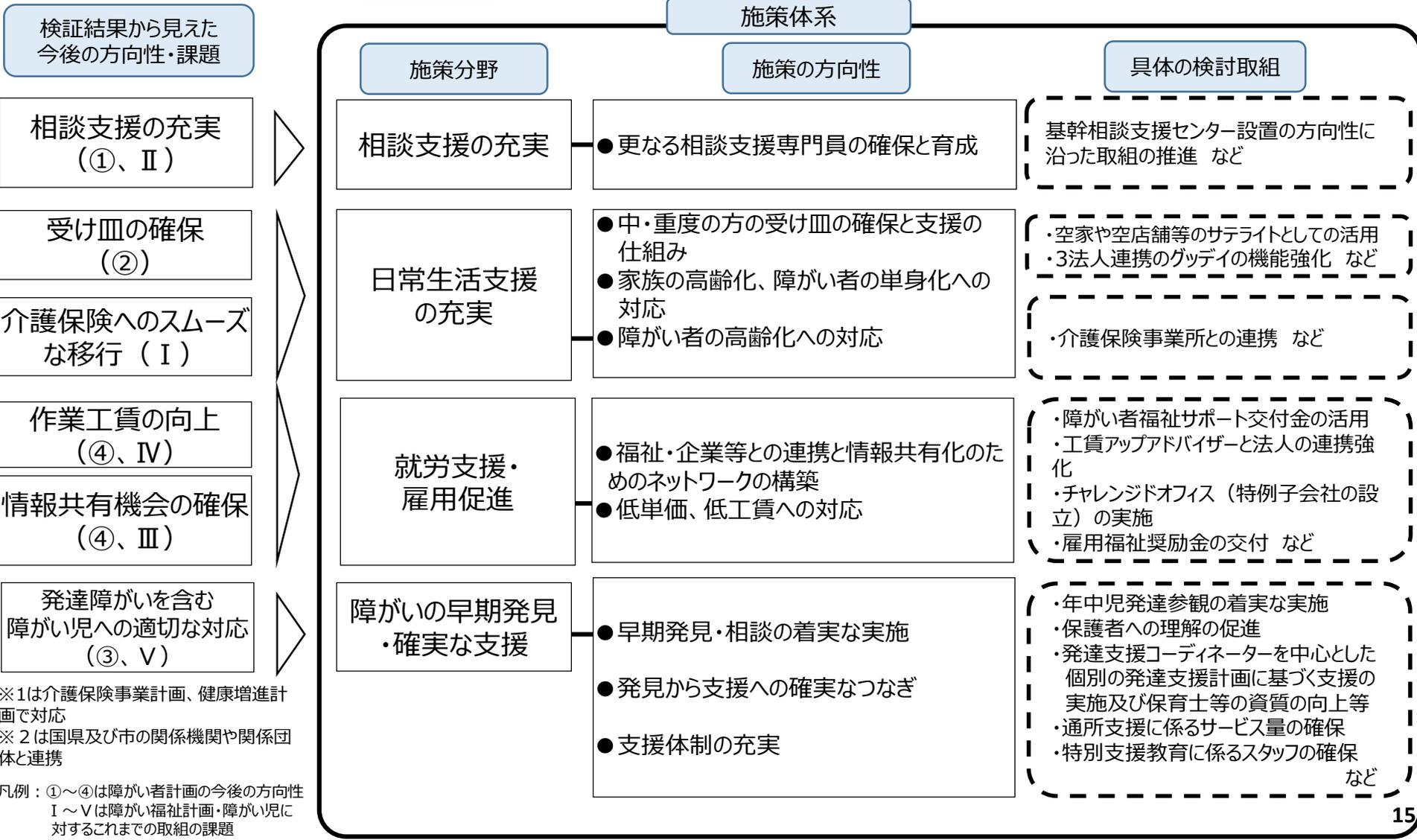
課題

V 発達障がいを含む障がい児への適切な対応（早期発見、療育・教育の充実、福祉サービスの充実）が必要である。

7 第2期三条市障がい者計画の体系（案）

第1期三条市障がい者計画及び第4期三条市障がい福祉計画並びに障がい児に対するこれまでの取組の検証から、第2期障がい者計画の施策体系を次のとおりとしたい。また、理念については、障害者基本法の目的に基づき、次のとおりとしたい。

基本理念 ➔ **共に歩み 共に創り 共に支え合う 地域共生社会の実現（仮）**



※1は介護保険事業計画、健康増進計画で対応
 ※2は国県及び市の関係機関や関係団体と連携
 凡例：①～④は障がい者計画の今後の方向性
 Ⅰ～Ⅴは障がい福祉計画・障がい児に対するこれまでの取組の課題

8 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の掲載事項（成果目標とサービス見込量）

障害者総合支援法で規定する障がい福祉サービスの提供体制の確保及び業務の円滑な実施のために、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に掲げる事項

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供の確保に関する成果目標

■ 成果目標の概要 【国の基本指針】

- 1 福祉施設の入所者の地域移行への移行
（地域における生活の維持及び継続を推進）
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
（第7期介護保険事業計画と連携した保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置）
- 3 地域生活支援拠点の整備
（居住支援のための機能整備）
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
（就労への移行と就労後の定着を支援）
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
（地域支援体制の構築、子育て支援施策等との連携等）

※設定に当たっては、国の基本指針に即してこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画支援の種類ごとに必要な見込量

■ サービス見込量の項目

1 障がい者（児）の項目

- ・訪問系サービス
- ・日中活動系サービス
- ・就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
- ・療養介護、短期入所
- ・居住系サービス
- ・相談支援

2 障がい児の項目

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 など

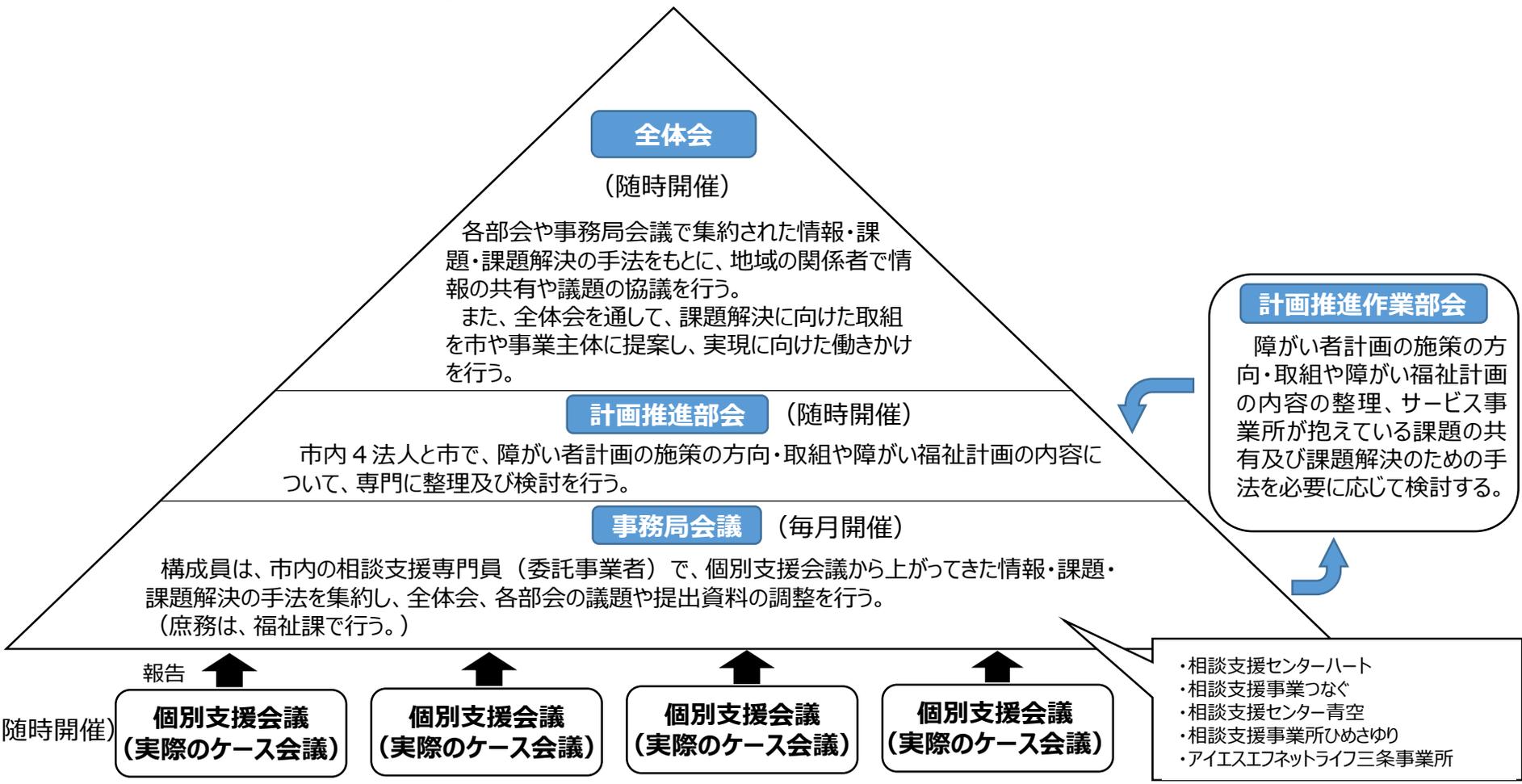
3 地域生活支援事業に関する項目

相談支援事業、成年後見人制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業 など

※現在のサービスの利用者、新たに利用が見込まれる者など、成果目標を達成するために必要な量を見込み設定

障がい者計画及び障がい福祉計画の策定等に関する協議は、三条市自立支援協議会が所掌していることから、新たに策定する障がい児福祉計画を含めて同協議会で協議することとする。

三条市地域自立支援協議会組織図



個々の相談内容やニーズに基づき、関係者が集まって具体的な支援の手立て・役割分担等話し合い、支援体制の構築を行う会議である。また、関係機関が集まって進めていく会議の総称でもある。

10 策定スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 計画の現状、課題の検討 (データ集計、対象範囲、現状と課題、施策の方向性など) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の素案作成 (事業内容の検討) 								
理事者協議		<ul style="list-style-type: none"> 理事者協議 (計画の方向性など) 			<ul style="list-style-type: none"> 理事者協議 (支援策の在り方) 		<ul style="list-style-type: none"> 理事者協議 (概要) 			
自立支援協議会				<ul style="list-style-type: none"> 計画推進部会 (骨子案の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画推進部会 (概要案) 全体会 (骨子案の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画推進部会 (本編・概要案) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画推進部会 (本編・概要) 		<ul style="list-style-type: none"> 全体会 (計画の承認) 	
議会・その他							<ul style="list-style-type: none"> 議会報告 (計画案) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告 (計画案 (パブコメ後)) 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 県へ報告